



1 「消費者月間」に取り組みました！

「消費者月間」とは…

消費者基本法の前身である消費者保護基本法（昭和43年5月施行）の施行20周年を機に、昭和63年5月から「消費者月間」とされ、以来、毎年、消費者庁で統一テーマを決めて、ポスターを作成し、地方公共団体、事業者、消費者団体・事業者団体が関連事業を実施しています。

令和7年度消費者月間のテーマは

明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ～どのグリーンにする？～

毎年のように記録的な大雨や高温など異常気象の影響による災害が発生しています。そこで、私たち消費者が、地球環境に配慮した消費行動を選択する必要あり、どんな消費行動が地球環境にとって良い行動なのかを、自分の行動を振り返り、考え、そして話し合う機会を作りましょう。

港区立消費者センターでは

★今年度消費者月間のポスターを前面に掲示し、消費者だよりをはじめとして各種情報発信を行っています。また、クイズラリー（参加者には粗品を用意）を開始しました。

★港区内の消費者団体や区民ボランティアである「港区消費者問題推進員」の研究の成果も掲示しています。

ぜひ、お越しいただき、ご覧ください。

港区立消費者センター

まずはお電話を！

☎ 03-3456-6827（相談専用電話）

港区ホームページ

〈相談日時〉

月曜～金曜（電話・来所）、土曜（電話のみ）※祝日、年末年始を除く
午前9時30分～午後4時まで



港区立消費者センターの取り組みをご覧ください

消費者月間ポスターと関連資料など



港区の消費者団体の研究成果



港区消費者問題推進員の研究成果



2

怪しい儲け話にご注意を！

入学・進学あるいは就職をして、新しい生活にもそろそろ慣れてきたころでしょうか。詐欺、悪質商法などは、特に社会人として経験の少ない人を狙っています。「絶対儲かる！」「必ず利益が出る！」等のうまい話にご注意ください。



マルチ商法！

ネットの広告に「商品を売るだけ、簡単に儲かる！友達を紹介するとさらに儲かる！」と出ていたので、会員となり教材を買って始めたが、全然儲からず、紹介した友達たちとの関係も壊れた。

投資詐欺！

S N S で知り合った友人に「確実に儲かる！」と投資グループに誘われ、投資を始めた。残高が増えたので、お金を引き出そうとしたが、手数料を求められ、出金も断られた。クレームを言ったところ、投資グループから外され、友人とも連絡が取れなくなった。



闇バイト！

ネットの広告などの「簡単に稼げる高収入のバイト！」に応募して、本人確認書類を送ったところ、脅されて犯罪に加担させられた事件も…！？

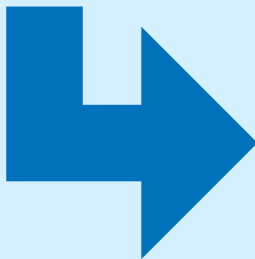
迷ったらご相談を！

- ➡ S N S で知り合った知人やネットの広告は本物ですか？ 素性や正体がわからないケースも多いので、少しでも不安があれば家族などに相談しましょう。
- ➡ 「18歳から成人」です。一度契約すると一方的にやめることはできません。不安や疑問があれば、契約せずに消費者センターなどに相談しましょう。

令和7年4月1日、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例が施行されました。カスタマー・ハラスメントは、正当なクレームの域を超え、働く人の人権や尊厳を侵害するだけでなく、事業者の事業継続に影響を与える重大な問題です。東京都では、公正で持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、カスタマー・ハラスメント防止に関する施策の基本的な事項を定める「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」を制定しました。

港区では、区長が全てのハラスメントについて「港区職員におけるハラスメント防止宣言」を出しました。

また、右記のようにカスタマー・ハラスメントの類型を提示していますので、ご参考にしてください。



NO

カスタマー・ハラスメント！

カスタマー・ハラスメントから職員を守ります。

何人も、あらゆる場において、カスタマー・ハラスメントを行ってはなりません。著しい迷惑行為は、職場環境を害するものとして厳正かつ公正に対応します。

身体的・精神的攻撃や威圧的言動 - 蹴る、物を投げつける、唾を吐く等の行動 - 大声で執拗に責め立て金銭等を要求 - 人格否定や名誉を傷つける言動 - 話の揚げ足をとり責め立てる言動	土下座等の強要や過度な要求 - 土下座や正当な理由がない謝罪の強要 - 不可能な行為(今すぐに法令を改正しろ)や抽象的な行為(誠意を見せろ、納得させる)の要求、著しく高額な金銭補償等の要求
差別的・性的な言動や拘束 - 人種や職業等に関する侮辱的な言動 - わいせつな言動やつきまとい行為 - 正当な理由がなく居座る行為 - 長時間にわたる電話や要求を繰り返す行為	個人への攻撃や嫌がらせ - 窓口で職員の服装や容姿等に関する中傷 - SNS等で職員を名指した中傷 - 職員の許諾なく顔や名札を撮影し、SNS等に公開

行政サービスの質の向上を図るため、区に関わる全ての皆様と職員が対等な立場にあることを互いに理解し、尊重し合える関係づくりを大切にしていまいります。